

自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助します

●補助対象者 ※①～③にすべて該当する人

- ① 日進市内在住で以下のAまたはBのいずれかに該当する人
 - A. 令和6年度末時点で7歳以上18歳以下の児童生徒等
(※平成18年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた人)
 - B. 令和6年度末時点で65歳以上の人
(※昭和35年4月1日までに生まれた人)
- ② 過去に同種同様の補助金を受けていない人
- ③ 市税を滞納していない人

●補助対象のヘルメット ※次の要件をすべて満たすもの

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入した自転車乗車用ヘルメットであること
- SGマーク、JCFマーク、CE (EN1078) マーク、GSマーク、CPSCマーク、Mipsマークいずれかの安全認証を受けているヘルメットであること
※記載以外の場合は、購入前に問い合わせください。
※CE認証については、必ず『EN1078(自転車ヘルメット安全規格)』であることをご確認ください。EN812(産業用安全帽)の認証ヘルメット等は対象外です。
- 中古品または未使用品でない新品のヘルメットであること

●補助金額 ※1人につき1個限り

ヘルメット1個につき、購入費の2分の1を補助します。

※上限2,000円(10円未満切り捨て)

※販売店等のポイントを利用した場合、ポイント分は対象外となります。

●申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※予算がなくなった時点で受付を終了します。

お問い合わせ先

日進市 ヘルメット補助金

検索

日進市 生活安全部 防災交通課 防犯安全係 (市役所 本庁舎2階)

TEL : 0561-73-3494 FAX : 0561-74-0258

MAIL : bousai@city.nisshin.lg.jp



日進市
NISSHIN

●申請方法（令和6年4月1日より受付開始）

対象となる自転車乗車用のヘルメットを購入した後に、

“日進市自転車乗車用ヘルメット補助金交付申請書兼実績報告書” および

“日進市自転車乗車用ヘルメット補助金交付請求書” に必要事項を記入の上、

下記の①～③の添付書類とあわせて 日進市役所防災交通課 までご提出ください。

申請書類は日進市防災交通課ホームページまたは防災交通課窓口で入手することができます。

【添付書類】

① 購入したヘルメットの領収書の写し

※領収書は以下の（ア）～（オ）がすべて記載されていることが要件となります。

（ア）申請者又はヘルメット着用者の氏名

（イ）領収日

（ウ）購入したヘルメットの単価

（エ）購入店舗名

（オ）購入品名（「ヘルメット代」等）

② 身分証等補助対象者であることがわかるもの（保険証、免許証の写しなど）

③ 振込先金融機関の口座通帳の表紙等の写し

※申請者、領収書氏名、身分証、振込先口座名義は同一の方としてください。

よくある質問（Q&A）

Q1. 令和6年4月1日より申請受付開始とありますが、令和6年4月1日より前に購入したものは補助対象となりますか？

A1. 本補助金は令和6年4月1日以降に購入したヘルメットが対象です。令和6年3月31日以前に購入したものは対象外です。

Q2. 申請書兼実績報告書の品名等欄には何を記載するのですか？

A2. SGマークなどの安全認証を受けているヘルメットであるかを確認するための項目です。具体的な商品名や型番など、購入したヘルメットを特定できる名称を記載してください。

Q3. レシートは領収書として使用できますか？

A3. 購入者の氏名、領収日、領収金額、購入相手方、購入品名が記載されていればレシートタイプ(感熱紙)の領収書でも構いません。

Q4. 購入する店舗は日進市内や愛知県内でなければならないなど何か指定はありますか？

A4. 購入する店舗の所在地に制限はありませんが、領収書の発行できない店舗は対象とはなりません。

Q5. 過去に、就学通知に同封されていた日進市の発行するヘルメット購入助成券を利用して購入したことがありますが、新たにヘルメット購入する場合は補助の対象となりますか？

A5. 対象とはなりません。助成券の利用を含めて1人1回限りとなります。